

○伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例

(令和5年10月3日 伊豆の国市条例第17号)

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 盛土等の許可等（第7条－第25条）

第3章 雑則（第26条－第30条）

第4章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 盛土、埋立てその他の土地への堆積の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 盛土等 次に掲げる行為をいう。

ア 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為

イ アの行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他土地の掘削をする行為

(3) 事業区域 盛土等を行う土地の区域をいう。

(4) 事業者 盛土等に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の盛土等を行う者をいう。

(5) 請負者 盛土等に関する工事を請け負う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市の区域内における盛土等の状況を把握し、災害の防止及び環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等（以下「不適正な盛土等」という。）を防

止するための施策を推進するものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び請負者（以下「事業者等」という。）は、盛土等を行うに当たり、災害の防止及び環境の保全を図るための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、盛土等を行おうとするときは、事業区域の隣接する土地の所有者、当該事業区域の近隣に居住する者その他の当該盛土等に係る利害関係人に対し、当該盛土等の内容について周知し、理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者等は、盛土等により苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等を用いる場合においては、事業者等により不適正な盛土等が行われることのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地を所有する者（以下「土地所有者」という。）は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう管理に努めなければならない。

2 土地所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われたことを知ったときは、災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

第2章 盛土等の許可等

(盛土等の許可)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する盛土等を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の盛土等
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル未満であって、次のいずれかに該当する盛土等

ア 当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該盛土等に着手する日前3年以内に盛土等が行われ、又は現に行われている場合は、その面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満となる盛土等

イ 土砂等による盛土等を行うことにより、当該盛土等を行った土地の部分の高さが1メートル以上の崖（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37

年政令第16号) 第1条第1項に規定する崖をいう。)となる盛土等

- (3) 土砂等の量が500立方メートル以上1,000立方メートル未満の盛土等
 - (4) 土砂等の量が500立方メートル未満であって、当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該盛土等に着手する日前3年以内に盛土等が行われ、又は現に行われている場合は、その土石等の量の合計が500立方メートル以上1,000立方メートル未満となる盛土等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する盛土等については、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う盛土等
 - (2) 法令の規定による許可、認可等を受け、又は届出等に基づき行う盛土等。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は同法第5条第1項の許可、届出により行う盛土等を除く。
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
 - (4) その他規則で定める盛土等

(許可の申請の手続き)

第8条 前条の許可を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 盛土等の目的
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 盛土等に用いられる土砂等の量及び高さ
- (5) 盛土等の施行方法
- (6) 盛土等の施行期間
- (7) 請負者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (8) 現場管理責任者の氏名
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(土地所有者の同意)

第9条 申請事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る

土地所有者（当該申請事業者である者を除く。以下この条において同じ。）に対し、前条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 第11条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る土地所有者に対し、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

3 第18条第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る土地所有者に対し、同条第1項の承継の内容を説明し、その同意を得なければならない。

（許可の基準等）

第10条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第7条第1項の許可をすることができない。

(1) 事業区域及びその周辺区域の災害の防止、環境の保全、通行の安全その他良好な生活環境の確保に関して必要な措置が講じられていること。

(2) 盛土等に用いられる土砂等が規則で定める土砂基準に適合していること。

(3) 盛土等の施行方法が規則で定める施行基準（以下「施行基準」という。）に適合していること。

(4) 前条第1項の同意を得ていること。

2 市長は、第7条第1項の許可をしたときは、申請事業者にその旨を通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、災害の防止又は環境の保全を図るための条件（以下「許可の条件」という。）を付することができる。

（許可の変更等）

第11条 第7条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、第8条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、第8条第1項第1号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項の変更又は前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

（土地所有者の変更の届出）

第12条 許可事業者は、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積が

されている間、当該許可に係る土地所有者に変更があったときは、変更後の所有者（許可事業者を除く。）に対して第9条の規定の例により説明し、その同意を得て、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。前段の同意を得られなかったときも同様とする。

（開始の届出）

第13条 許可事業者は、許可を受けた盛土等を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（施行方法）

第14条 許可事業者及び請負者は、第10条の許可の基準等に従い、盛土等を行わなければならない。

（標識の設置）

第15条 許可事業者は、盛土等の施行期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

（帳簿への記載）

第16条 許可事業者は、許可を受けた盛土等を行った日ごとに、土砂等の量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

（盛土等の完了又は廃止の届出）

第17条 許可事業者は、許可を受けた盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該盛土等が第10条の許可の基準等に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、相当の期限を定めて、第10条の許可の基準等に適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（地位の承継）

第18条 許可事業者の相続人その他の一般承継人又は許可事業者から当該許可に係る事業区域の土地の所有権その他当該許可に係る盛土等を行う権原を取得した者は、許可事業者が有していたその許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（勧告）

第19条 市長は、許可事業者が第10条の許可の基準等に適合していないときは、許

可事業者に対し当該許可の基準等に適合するよう、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第20条 市長は、許可事業者が前条の勧告に従わないときは、許可事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(中止命令)

第21条 市長は、第7条第1項又は第11条第1項の許可を受けずに盛土等を行っている事業者に対し、当該盛土等の中止を命ずるものとする。

(原状回復等命令)

第22条 市長は、前条の規定により盛土等の中止を命じたとき、又は次条の規定により許可を取り消したときは、当該事業者に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに、正当な理由なく、当該許可に係る盛土等に着手しないとき。
- (3) 第7条第1項の許可に基づき盛土等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る盛土等を行わないとき。
- (4) 第12条の同意を得られなかったとき。
- (5) 第20条の規定による命令に違反したとき。

(土地所有者への通知)

第24条 市長は、事業者に対し、この条例の規定による盛土等の許可の取消し又は勧告若しくは命令を行ったときは、その旨を当該土地所有者に通知するものとする。

(土地所有者に対する勧告)

第25条 市長は、盛土等が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、市民の生命、身体又は財産の安全を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を

防止し、又は環境の保全を図るために必要な措置を勧告することができる。

第3章 雑則

(報告の徴収)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、盛土等の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者等の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、盛土等の施行の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(意見の聴取)

第28条 市長は、第17条第2項又は第20条から第23条までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る事業者の出頭を求め、意見の聴取を行うものとする。

2 市長は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめ、前項に規定する処分を行おうとする理由、その処分の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該事業者に通告しなければならない。

3 災害の防止若しくは環境の保全を図るため緊急かつやむを得ないと認めたとき、又は前項の事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、市長は、意見の聴取を行わないで第1項の処分を行うことができる。

(公表)

第29条 市長は、第17条第2項及び第20条から第22条までのいずれかの規定による命令に違反した者について、その旨を公表することができる。

2 市長は、第25条の規定による勧告を受けた土地所有者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公

表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を付与しなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、第7条第1項の許可又は第11条第1項の許可を受けずに盛土等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により、第7条第1項の許可又は第11条第1項の許可を受けた者
- (3) 第17条第2項又は第22条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第2項、第12条、第13条、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条の規定に違反し、標識を設置しなかった者
- (3) 第26条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に盛土等を行っている者（当該盛土等を行うのに必要な法令の規定による許可等の処分を受けず、又は届出等の行為をしないで盛土等を行っている者を除く。）は、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第7条第1項の許可を受けないで、当該盛土等を行うことができる。

その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請の許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。

- 3 前項の規定により引き続き盛土等を行うことができる場合においては、その者をこの条例に基づく市長の許可を受けた者とみなして、この条例の規定を適用する。